

令和7年度新規事業等 質問と回答（小児・産科・救急医療受入推進事業抜粋）

2025/3/18 時点

※ 下線部は2025/3/4時点から追記・修正した部分

NO	区分	質問	回答
19	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	小児科・産科の外来日数の多寡は補助金額に影響しますか。	外来日数の多寡が補助金額に影響することはありませんが、年間を通じて、診療体制を維持してください。令和6年度の診療体制が限定的な場合には、そのご事情を申請様式にご記載ください。
20	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	医師については、非常勤医師のみの体制でもよいですか。	常勤医師1名以上が配置されていることを条件といたします。
21	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	産科ではなく、産婦人科の体制でも良いですか。	分娩を取り扱っている診療科の体制で申請してください。
22	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	産科について、小児科の医師はオンコールでもよいですか。	夜間など時間帯によるオンコール体制は可とします。

令和7年度新規事業等 質問と回答（小児・産科・救急医療受入推進事業抜粋）

2025/3/18 時点

※ 下線部は2025/3/4時点から追記・修正した部分

NO	区分	質問	回答
23	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	救急は各科で対応している場合、どのように人件費を算出したらよいですか。	主として救急を担う診療科の医師の人件費を補助対象としています。主として救急を担う診療科がない場合には、救急医療に従事する複数医師の日数・時間見合いの人件費の合計金額も補助対象とします。 例）総合診療科 医師A 年間100日 総合診療科 医師B 年間100日 内科 医師C 年間40日 内科 医師D 年間40日 外科 医師E 年間42日 外科 医師F 年間43日
24	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	新規に医師を採用する必要がありますか。	新たに医師を採用することは要件としておりません。在籍している医師の人件費も補助対象経費といたします。
25	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	医師以外へのタスクシフトで体制を維持する計画だが、他職種の人件費は対象になりますか。	医師の人件費を補助対象とします。
26	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	他の補助金を受けていても申請してよいですか。	<u>他の補助金額は除算してください。</u> <u>東京都医療政策部所管の事業において、経費の重複不可とする事業を別紙「補助対象経費の重複不可とする都事業一覧」のとおりです。掲載事業に該当のある病院は、その経費分を除算して申請してください。</u>

令和7年度新規事業等 質問と回答（小児・産科・救急医療受入推進事業抜粋）

2025/3/18 時点

※ 下線部は2025/3/4時点から追記・修正した部分

NO	区分	質問	回答
27	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	入院診療体制として、本事業用にベッドを確保する必要がありますか。	外来診療及び入院診療を実施している医療機関を補助対象としていますが、病床確保は要件としていません。
28	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	医局との調整はこれからで、3年間の計画が出せません。	申請時点の見込みとして計画書を策定してください。事情変更等は実績報告時にご報告ください。
29	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	医師の休職・退職と採用計画に空白があり、一時的に外来を閉じる予定ですが、補助対象となりますか。	個別の事情として所管にご相談ください。
50	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	・交付要綱については今回頂いているものの正式なものはいつ頃発出予定でしょうか？	4月以降の発出を予定しています
51	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	（地独）東京都立病院機構に所属する病院は対象外との認識で間違いないでしょうか。	（地独）東京都立病院機構は対象外です。
52	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	共通要件に「令和9年度末までに電子カルテシステムを導入すること」とありますが、既に導入している場合でも、他の要件を満たせば、補助の対象となりますか。	ご認識のとおりです。
53	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	要件にある「医療情報連携基盤」について、推奨される連携基盤はありますか。	都からの推奨はありません。貴院の状況に合わせて相応しい連携基盤をご選択ください。
54	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	JCHO病院は事業の対象になりますか。	地域医療機能推進機構（JCHO）は対象外です。

※ 下線部は2025/3/4時点から追記・修正した部分

NO	区分	質問	回答
55	03 地域医療確保緊急支援事業（小児・産科・救急医療受入推進事業）	要件に「医療情報連携基盤への接続」とあります。当院は既にマイナーなベンダーの電子カルテを導入済です。現在ベンダーへ接続の可否と可能な場合のコストを問い合わせしていますが、既存の大手メーカーが接続の中心で参入の障壁は高いと聞いています。場合によっては、東芝やNECの電子カルテにカルテ自体の変更が必要ではないかと考えています。 当該要件を令和10年3月末までに履行できなかった場合は、補助金は交付されますか。また、何かペナルティはあるのでしょうか。	補助要件としておりますので、未達の場合には補助対象外となります。3年間の導入計画書によって進捗を確認してまいります。要件充足にあたっては、医療DXの各事業を積極的にご活用ください。また、ペナルティは予定しておりません。